

第二次出入国在留管理基本計画の概要

出入国在留管理基本計画

- 出入国管理及び難民認定法に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が定めるもの。
- 1992年に第一次出入国管理基本計画を策定し、以降概ね5年程度の間隔で策定を重ね、2015年に第5次となる計画を策定。
- 2018年の入管法等改正法により、法務省が出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記され、基本計画の名称も「出入国管理基本計画」から「出入国在留管理基本計画」に改称された。

第一次出入国在留管理基本計画策定後の主な取組

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る水際対策
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応
- 共同キオスクの導入・運用開始
- 育成就労制度の創設

- 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の取りまとめ
- 送還忌避、收容の長期化問題の解決を目的とする送還停止効の例外規定、監理措置制度及び補完的保護対象者認定制度の創設
- 東京イミグレーション・フォーラムの開催及び諸外国・地域の出入国在留管理当局との情報共有・意見交換

出入国在留管理行政の主要な課題

【我が国の現状】

- 在留外国人・外国人入国者数が過去に類をみない高水準に達している
- 急速な少子高齢化・人口減少、人手不足の深刻化、国際的な人材獲得競争の激化などの中で、経済社会の活性化に資する外国人材を引き続き確保していく必要
- 在留外国人数は今後も一層の増加が見込まれ、総人口に占める外国人比率も増加するとの予測もある

【課題】

- 入管DXの推進
- ルールに則った外国人の受入れ・環境整備とルール違反者への厳正な対処
- 行政課題に的確に対応するための人的・物的体制整備
- エビデンスの収集・活用を通じた効果的な政策立案

等

→厳格かつ円滑な出入国在留管理に向けた取組と、経済社会の活性化や安全・安心な国民生活の確保等の政府全体の取組への寄与が求められている

第二次出入国在留管理基本計画における基本方針及び取組

- デジタル技術等を活用した厳格かつ円滑な出入国審査の推進
→電子渡航認証制度(JESTA)の着実な導入等
- 本邦に在留する全ての外国人について適正な在留管理の実施
→マイナンバーを活用した情報連携、実態把握の強化、在留審査業務の効率化等
- 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備
→日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの試行的な導入の検討、一元的相談窓口の機能強化等
- 安全・安心な社会の実現に向けた厳格かつ適正な退去強制手続の効果的な実施、不法滞在者等に対する対策の強化
→不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～の実施等
- 難民及び補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護、適切な支援の実施
→各種書類等の電子化等による難民等認定手続の迅速化、出身国情報の充実や研修内容・手法の継続的改良等による手続の透明性、職員の専門性の向上等
- 社会構造や経済活動の変化を踏まえた、出入国在留管理行政の観点からの外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討